

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成27年5月20日（平成27年（行情）諮問第315号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第817号）

事件名：獣医事審議会免許部会の議事録及び配布資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書12-2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙5に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月22日付け26消安第4488号-1により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、行政文書開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「2 不開示とした部分とその理由」のうち（1）又は（4）を理由として不開示とした処分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件通知書の2（1）を理由として不開示とした部分（以下「本件不開示部分1」という。）について

審議会等の整理合理化に関する基本的計画の審議会等の運営に関する指針の趣旨を踏まえ、一律に不開示とすることは容認できない。法5条5号を理由に不開示とすべき部分については限定的に考えるべきである。

（2）本件通知書の2（4）を理由として不開示とした部分（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）について

「取扱方針等」を不開示とすることは、行政手続法（平成5年法律第88号）12条に反する違法な主張であり、理由がない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以

下のとおりである。

## 1 理由説明書

### (1) 原処分において一部不開示とした部分とその理由

ア 獣医事審議会免許部会（以下「部会」という。）の議事録（以下「議事録」という。）に記載された発言内容は、国の審議に関する情報であって、発言内容のうち、被処分者である獣医師等への具体的な行政処分に関する発言内容、獣医師免許の付与等に関する発言内容、獣医事に関する事項の発言内容（本件不開示部分1）については、これらを公にすることにより、誰がどのような発言をしたのかが明らかとなり、今後、部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するので不開示とした。

イ 議事録及び配布資料に記載された、被処分者である獣医師（以下、第3及び別紙2においては「獣医師」という。）、獣医師の処分に係る参考人、参加人、補佐人、獣医師免許申請者（以下「免許申請者」という。）及び陳述書作成者の氏名及び職名、住所、学歴等及び印影、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及びFAX番号、勤務先のメールアドレス及びホームページアドレス、獣医師及び免許申請者の生年月日、本籍地、獣医師名簿登録番号及び登録年月日、処分・諮問の原因となる事実のあった年月日、当該原因となった事実等の概要、当該原因による司法処分等、当該事実に関連する事項並びにこれらの内容を類推できる事項、免許申請者に係る諮問年月日、答申年月日、免許交付年月日、性別、電話番号、獣医師国家試験名（回数）、受験番号、合格年月及び合格証発行年月日に加え、免許申請者から提出された住民票、診断書、登記されていないことの証明書及び罰金刑以上に処せられていないことの申告書は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので不開示とした。

ウ 配布資料として、獣医師、免許申請者、参考人及び補佐人から提出された判決書、略式命令、起訴状、裁判所、検察庁及び地方行政機関の文書に記載された、文書番号、所属名、役職名、氏名、印影、公印及び事件の概要、弁明書、陳述書、期日変更願、意見書及びそれらの添付資料（懲戒請求書、抗議書、保釈請求書、弁論要旨、反省文、家族や関係者からの嘆願書及び陳述書、論文、報告書、履歴事項全部証明書、家族からの手紙、新聞、雑誌、パンフレット及びインターネット上の記事等）、参考人から提出された告発状、陳述書、報告書、カ

ルテ、チラシ、パンフレット、新聞、雑誌、インターネット上の記事等の訴訟に関する証拠資料は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので不開示とした。

エ 議事録、配布資料及び関係法令集に記載された、獣医師免許の付与に関する処理経過及び考え方、獣医師の行政処分内容及び検討事項、交通違反の取扱方針及びこれらの内容を類推できる事項等（以下「取扱方針等」という。）（本件不開示部分2）は、国の審議に関する情報及び国が行う獣医師制度の事務に関する情報であって、これらを公にすることにより、今後も反復継続的に開催される部会において、審議対象となる被処分者や免許申請者が部会における意見陳述に際して自身に有利に働くような対抗措置を事前に講じることができるようになるなどの影響が生じ、取扱方針等の公表前後における部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。また、これらの情報は、獣医師の処分等に関する情報であり、これらの内容を公にすることにより、獣医師又は免許申請者から適確な申告が行われなくなるなど、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するので不開示とした。

## （2）免許部会について

部会は、獣医師法（昭和24年法律第186号）24条の規定に基づき農林水産省に置かれる獣医事審議会の下に、獣医事審議会運営規程（昭和25年9月21日獣医師免許審議会会長）12条の規定に基づき置かれているものであり、獣医事審議会会長は、農林水産大臣から以下の事項について諮問があった場合等において必要があると認めるときは、部会に付託することができる。

- 相対的欠格要件に該当する者に対する獣医師免許の付与の可否に関する事項（獣医師法5条2項）
- 獣医師の免許の取消し又は期間を定めた業務停止に関する事項（獣医師法8条2項）
- 獣医療に関する広告の制限に関する事項（獣医療法（平成4年法律第46号）17条3項）

## （3）原処分を維持する理由

異議申立書によると、異議申立人は、原処分で一部不開示とした部分のうち、上記（1）ア及びエ（本件不開示部分）の開示を求めているものと認められるところ、当該部分について原処分を維持すべき理由は以下のとおりである。

ア 上記（１）アに係る異議申立てに対して原処分を維持すべき理由

（ア）議事録に記載された発言内容のうち、獣医師等への具体的な行政処分に関する発言内容、獣医師免許の付与等に関する発言内容及び獣医事に関する事項の発言内容（本件不開示部分１）については、部会で発言した委員及び農林水産省職員の氏名を農林水産省のホームページで部会の議事要旨の一部として公にしている（原処分においても開示している。）ところであり、これらの発言内容を併せて公にすることにより、誰がどのような発言をしたのかが明らかとなり、今後、部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法５条５号に該当するので、原処分において不開示とした。

（イ）一方で、議事録に記載された発言内容のうち、上記（ア）以外の部会の議事進行に関する発言内容等については、公にすることにより、今後、部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれはなく法５条５号に該当しないので、原処分において開示している。

このように部会の議事録に記載された発言内容の開示に係る原処分については、法５条５号を限定的に適用した上で決定されたものであることから、これを維持することは適当であると考えられる。

なお、異議申立書において言及されている「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成１１年４月２７日閣議決定）の別紙３（審議会等の運営に関する指針）の３の（４）の②においても、「行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。」とされているところである。

イ 上記（１）エに係る異議申立てに対して原処分を維持すべき理由

行政手続法１２条１項では、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定されている。

同項については、「処分基準の明示を通じて制裁を受けない違反事例を明らかにすることが違法行為を促しかねないことなど、あらかじめ処分基準を公表することが適当でない場合が考えられるため」（室井力・芝池義一・浜川清編著「コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法 第２版」１４１頁）等の理由により、処分基準の設定及び公表については行政庁の努力義務とするにとどめられていると解されている。

したがって、原処分において、上記（１）エを理由として取扱方針等（本件不開示部分２）を不開示としたことは、同項に違反しないと考えられることから、原処分を維持することは適当であると考えられる。

## 2 補充理由説明書

別紙４の不開示部分について理由を補充する。

### （１）別紙４の不開示理由①について

#### ア 法５条１号本文該当性について

区分１ないし３，５ないし７，８ないし１１，１３及び１６は、行政処分の状況をまとめて作成した一覧であって、その不開示部分は、氏名、年度、事件時の職業、事件の概要、事件名、司法処分、刑事処分、違反条文、行政処分年月日及び行政処分等が記載されている。

このうち、

（ア）区分８及び９には、獣医師の氏名の記載があり、その行はそれぞれ一体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

（イ）獣医師の氏名の記載のない区分１ないし３，５ないし７，１０，１１，１３及び１６は、獣医師は医師等と比較すると総数が少なく、したがって行政処分に処せられる獣医師もせいぜい年間数人程度と少ないため、こうした情報が公になった場合、報道の情報等と組み合わせることで獣医師個人が識別される可能性があり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法５条１号本文後段に該当する。

#### イ 法５条１号ただし書該当性について

上記アにおける不開示とした情報は、実名で新聞報道された事件も含まれているが、いずれも新聞報道されてから本件開示請求までに５年以上が経過していると認められるので、当該情報がいまだに慣行として公にされているとはいえない。

また、獣医師に係る刑事処分の内容は、刑事事件の訴訟記録そのものではないがその一部に該当する。刑事記録の閲覧期間は原則３年以内とされていること、それ以降は一切閲覧ができないとされていること（刑事確定訴訟記録法（昭和６２年法律第６４号）４条２項２号）から、刑事記録については慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

獣医師の行政処分は、行政処分を命じた際にプレスリリース等により公にしているが、行政処分の内容をホームページに漫然と掲載し続けることは、個人の名誉や社会的信用を傷つける可能性があるため、最長でも１年経過した後には削除している。原処分で不開示と

した情報に係る事案はいずれも行政処分を命じてから本件開示請求までに1年以上が経過しているため、これらの情報がいまだに慣行として公にされているとはいえない。

以上のことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないので、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ 法6条2項による部分開示について

原処分で不開示とした情報のうち、区分8及び9には、氏名、行政処分年月日、事件時の職業、違反条文、刑事処分、行政処分が記載されている。これらの情報から氏名を除いたとしても、獣医師は医師等と比較すると総数が少なく、したがって行政処分に処せられる獣医師もせいぜい年間数人程度と少ないため、こうした情報が公になった場合、報道の情報等と組み合わせることで獣医師個人が識別される可能性があり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、部分開示することはできない。

(2) 別紙4の不開示理由②について

ア 法5条1号本文該当性について

区分12及び15の情報は、獣医師法8条4項に基づき、対象獣医師が自己の弁明のために提出した資料の一部であることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に該当する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について

上記アは、獣医師法8条4項の規定に基づき、対象獣医師が自己の弁明のために提出した資料の一部である。本資料は、獣医師法8条3項の規定に基づく意見の聴取に際して提出されたものであり、この意見の聴取は、行政手続法13条1項1号に規定されている聴聞の手続であるため、非公開で行われている。したがって、本情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないので、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ 法6条2項による部分開示について

上記アは、秘匿性の高い場でのみ使用されることを前提として、対象獣医師が自己の弁明のために個人的に作成したものである。これを公にすると、部会の開催時期、処分年月日、報道の情報等と組み合わせることで獣医師個人が識別される可能性がある。その結果、当該対象獣医師の弁明内容という極めて機微な情報が知れることとなる等、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、部分

開示することはできない。

(3) 別紙4の不開示理由③について

ア 法5条1号本文該当性について

区分4及び14には、氏名が記載されている。氏名については、個人に関する情報そのものであって、特定の個人を識別することができるものである。

イ 法5条1号ただし書該当性について

原処分で不開示とした情報のうち、区分4及び14には、氏名が記載されている。これらの情報について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事実ではないので、同号ただし書きイに該当せず、また、ただし書口及びハのいずれにも該当しない。

ウ 法6条2項による部分開示について

原処分で不開示とした情報のうち、区分4及び14には、氏名が記載されている。氏名は、個人識別情報そのものであり、部分開示の余地はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成27年5月20日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年6月10日    | 審議              |
| ④ | 平成29年1月18日 | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑤ | 同年2月17日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月22日      | 審議              |
| ⑦ | 同年3月16日    | 審議              |
| ⑧ | 同月22日      | 審議              |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成15年度獣医事審議会第1回免許部会、平成20年度獣医事審議会第1回免許部会、平成21年度獣医事審議会第1回免許部会、平成21年度獣医事審議会第2回免許部会、平成22年度獣医事審議会第3回免許部会（続会を含む）の議事録および配布資料」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、別紙2記載の理由に基づき、別紙3に掲げる部分について法5条1号、5号及び6号柱書きを根拠に不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分で不開示とされた部分のうち、本件通知書の2(1)及び(4)(別紙2の1及び4)記載の理由により、法5条5号又は6号柱書きを根拠に不開示とされた部分(本件不開示部分)

に限って異議を申し立てており、本件通知書の2(2)及び(3)(別紙2の2及び3)記載の理由により同条1号を根拠に不開示とされた部分については異議を申し立てていないものと解される。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 議事録に記載された発言内容について

ア 別紙3の区分1, 3ないし6, 29, 30, 32ないし34, 36, 38, 80ないし82, 84, 86, 88, 90, 136ないし139, 159, 160, 162, 163, 165, 166, 207, 208, 210ないし212及び234の部分は、議事録のうち出席者の発言内容が記載された部分であると認められる。

イ このうち、別紙5の区分1ないし4の部分は、部会における議事の進行に係る発言部分にすぎないものと認められる。

また、別紙5の区分5の部分は、獣医事審議会における議事要旨の公開に関する一般的方針を説明する発言部分であるが、当該一般的方針自体は本件対象文書の開示部分等から明らかであり、別紙5の区分6の部分は、獣医事審議会における意思決定の在り方に関する一般的方針が定められた経緯に関する発言部分にすぎないものと認められる。

さらに、別紙5の区分14, 15, 20及び41の部分は、部会における配布資料の名称に係る発言部分であるが、部会で審議が行われる上で、この種の資料が参照されること自体は容易に推察し得るところであり、かつ、資料の名称も一般的なものととどまるものと認められる。

加えて、別紙5の区分32の部分は、部会での配布資料の出所に関する発言部分にすぎないものと認められる。

上記の各部分については、これを公にしても、今後の部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換又は部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 他方、その余の部分については、特定獣医師に対する行政処分、特定個人に対する免許付与、獣医師に対する行政処分の基本的考え方及び行政処分を受けた獣医師等の取扱いという機微にわたる事柄についての発言内容や、部会審議の態勢に係る発言内容が記載されているものと認められる。

上記の部分については、これを公にし、誰がどのような発言をした



のかを明らかにすると、部会の委員が発言内容に関していわれなき非難を受け、又は外部からの圧力や干渉等を受けるなどすることにより、今後の部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換又は部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 部会の過去の答申内容に関する配布資料について

- ア 別紙3の区分9, 11及び12の部分は、部会の配布資料のうち、部会における過去の答申内容に関する記載がされた部分であると認められる。
- イ このうち、特定免許申請者の氏名、司法処分の内容、諮問及び答申の年月日、免許交付年月日等に関する記述は、原処分において、本件通知書の2(2)を理由として法5条1号を根拠に不開示とされた部分であり、本件異議申立ての対象外であると認められる。
- ウ その余の部分については、これを公にすれば、獣医師免許の交付の可否に係る部会の考え方が推察されることとなり、部会の委員が、獣医師免許の交付を受けようとする者らから、自己らに有利な取扱いや取扱方針等の策定を求める圧力等を受けるなどして、部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 過去の行政処分等の状況に関する配布資料について

- ア 別紙3の区分20, 21, 26, 55, 56, 68, 117, 118, 127, 149, 197及び238の部分は、一覧表形式の配布資料のうち、獣医師等に対する過去の行政処分等の状況に関する記載であると認められる。
- イ このうち、別紙3の区分20, 21, 117及び118の部分に含まれる、獣医師の氏名及び職、獣医師に対する処分の原因となる事実のあった年月日、当該原因となった事実等の概要並びに当該原因による司法処分に該当する記載については、原処分において、本件通知書の2(2)を理由として法5条1号を根拠に不開示とされた部分であり、本件異議申立ての対象外であると認められる。
- ウ もっとも、上記イの部分には、獣医師に対する行政処分の内容やその日付についての記載も認められるが、本件通知書の内容に照らすと、これについては、本件通知書の2(2)を理由として法5条1号を根拠に不開示とされたものとは認め難いから、本件異議申立ての対象とされているものと解される。

また、別紙3の区分26, 55, 56, 68, 127, 149, 1

97及び238の部分にも、獣医師の年齢及び職、獣医師に対する処分の原因となる事実のあった年月日、当該原因となった事実等の概要並びに当該原因による司法処分に該当する記載や、獣医師に対する行政処分の内容やその日付についての記載があるが、この点は、原処分において本件通知書の2(4)を理由として不開示とされているのみであるから、本件異議申立ての対象とされていると認められる。

エ 諮問庁は、補充理由説明書において、本件異議申立ての対象とされている上記ウの記載についても法5条1号に該当すると主張しているため、以下、検討する。

(ア) まず、上記ウの記載のうち、別紙3の区分117及び118の部分の記載については、当該資料に獣医師の氏名が明記されているため、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

他方、上記ウの記載のうちその余の記載については、獣医師個人に関する情報であるが、当該獣医師の氏名は明記されていない。この点に関し、諮問庁は、上記第3の2(1)ア(イ)において、獣医師は医師等と比較すると総数が少なく、行政処分に処せられる獣医師もせいぜい年間数人程度と少ないと説明するため、諮問庁から行政処分に処せられた獣医師の人数に係る資料の提出を受けて確認したところ、当該人数は諮問庁の上記説明のとおりであると認められる。そうすると、当該記載については、その記載内容と他の情報を組み合わせることによって、当該獣医師の関係者等一定範囲の者には当該獣医師が特定されかねないと認められ、これを公にすると、当該獣医師が処分を受けたことやその内容といった機微にわたる情報がそれら一定範囲の者に知られることとなって当該獣医師の権利利益を害するおそれがあるから、法5条1号本文後段に規定する情報に該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性を検討する。

諮問庁は、上記第3の2(1)イにおいて、獣医師の行政処分についてはプレスリリース等により公にしているが、ホームページに漫然と掲載し続けることは個人の名誉や社会的信用を傷つける可能性があることから、最長でも1年が経過した後には削除している旨説明するため、諮問庁から、獣医師の行政処分に係るホームページ掲載期間に関する資料の提出を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明のとおりであると認められる。

そして、上記ウの記載にある事案は、いずれも、行政処分が行われてから本件の原処分までに5年以上が経過しているものと認められるから、当該記載については、過去に農林水産省又は報道により

公表された事実があったとしても、原処分の際点において、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものであったとは認められず、法5条1号ただし書イには該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) そして、上記ウの記載のうち法5条1号本文前段に該当するものについて法6条2項の部分開示の可否を検討すると、上記(ア)のとおり行政処分に処せられる獣医師の人数が極めて少ないことを踏まえれば、当該記載の内容を公にすると、他の情報と組み合わせることによって、当該獣医師等の関係者等一定範囲の者には当該獣医師等が特定されかねないといえ、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、同項の部分開示もできない。

(エ) したがって、上記ウの記載については、法5条1号に該当すると認められるので、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 他方、別紙5の区分8, 9, 12, 17ないし19, 22ないし25, 29, 38, 51及び59の部分は、一覧表の通し番号、配布資料の標題や項目名の記載であるところ、これについては、当該部分を公にしたとしても、個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるから、獣医師の氏名の記載があるものについては、法5条1号本文前段の情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないとしても、法6条2項による部分開示が可能であり、獣医師の氏名の記載がないものについては、同号本文後段の情報に該当しない。

また、部会で審議が行われる上で、この種の資料が参照され、当該資料中にこの種の記載がされること自体は容易に推察し得るところであり、かつ、資料や項目の名称も一般的なものととどまるものと認められるから、これを公にしても、部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記部分については、法5条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ その余の部分については、部会における獣医師に対する行政処分の考え方に関する情報が記載されており、これを公にすれば、部会の委員が、行政処分を受けた獣医師らから当該処分の当否等に関していわれなき非難を受け、又は外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどすることにより、今後の部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換又は部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるから、法5条5号に該当し、同条1号及び6号柱書きに

ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 特定獣医師の弁明書の一部について

ア 別紙3の区分187及び229の部分は、特定獣医師に対する行政処分の審議の過程で同獣医師の補佐人である特定弁護士が作成・提出した弁明書の一部であると認められる。

イ 諮問庁は、補充理由説明書において、これについては法5条1号にも該当すると主張している。

そこで検討すると、上記部分については、特定獣医師に関する情報であり、法5条1号本文前段に掲げる情報に該当し、かつ、当該情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分を除いたとしても、部会の審議時期や当該情報の内容等から、当該獣医師の関係者等一定範囲の者には当該特定獣医師が特定される可能性は否定できず、弁明書の一部として提出された情報は機微にわたるものといえることからすれば、当該特定獣医師の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、法6条2項の部分開示もできない。

したがって、上記部分については、法5条1号に該当すると認められるので、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 部会での検討に供された配布資料について

ア 別紙3の区分22, 79, 119ないし123, 141ないし148, 172, 190ないし193, 232及び233の部分は、部会での検討に供された配布資料であると認められる。

イ このうち、配布資料の名称（人名に係る部分を除く。）に関する記載については、部会で審議が行われる上で、この種の資料が参照されること自体は容易に推察し得るところであり、かつ、資料の名称も、人名に係る部分を除けば一般的なものととどまるものと認められることからすれば、これを公にしても、部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当するとは認められない。また、配布資料の作成日付及び作成主体に関する記載についても、これを公にしても部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当するとは認められない。

したがって、別紙5の区分10, 26, 34ないし37, 43ない

し47及び55の部分は、開示すべきである。

ウ 他方、特定免許申請者の氏名等に関する記載は、原処分において、本件通知書の2(2)を理由として法5条1号を根拠に不開示とされた部分であり、本件異議申立ての対象外であると認められる。

エ その余の部分は、獣医師に対する行政処分に関する考え方、行政処分を受けた者の取扱い及び一定の免許申請者等の取扱い等に関する記載及び資料であると認められ、これを公にすると、こうした機微にわたる事項に関する部会での検討内容や考え方等が推察され、部会の委員が、行政処分を受け得る者や免許申請者等から、いわれなき非難や自己らに有利な取扱い等を求める圧力又は干渉等を受けるなどすることによって、部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 配布資料一覧に記載された配布資料の名称について

ア 別紙3の区分8, 41, 92, 140, 168及び214の部分は、部会における配布資料一覧のうち、個別の配布資料の名称が記載された部分であると認められる。

イ これらの部分のうち、別紙5の区分7, 16, 21, 33, 42及び54の部分については、上記(5)イと同様の理由により、これを公にしても、部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分のうち、別紙3の区分41及び168の部分のうち個人名の記載については、原処分において、本件通知書の2(2)を理由として法5条1号を根拠に不開示とされた部分であり、本件異議申立ての対象外であると認められる。

他方、別紙3の区分214の部分にも同様の記載があるが、この点は、原処分において本件通知書の2(4)を理由として不開示とされているのみであるから、本件異議申立ての対象外であるとは認められない。諮問庁は、補充理由説明書において、この点についても法5条1号に該当すると主張しているところ、上記記載については、特定獣医師の氏名であるため、同号本文前段に規定する情報に該当し、当該情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。また、法6条2項の部分開示について検討すると、当該記載は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。そうすると、当該記載について

は、法5条1号に該当すると認められるので、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 行政処分の審議のための参照条文等について

ア 別紙3の区分23, 27, 125, 126, 195, 196, 236及び237の部分は、行政処分の審議のための参照条文及びその法令の名称であると認められる。

イ これらの部分は、単に法令の名称や抜粋された条文が列記されているものにすぎず、これを公にしても、部会意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙5の区分11, 13, 27, 28, 49, 50, 57及び58の部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(8) 部会における取扱方針等に関する資料について

ア 別紙3の区分10, 13, 17, 44, 100, 128ないし135, 150ないし157, 183, 194, 198ないし205, 225, 235及び239ないし246の部分は、部会における獣医師免許の申請等に係る取扱方針等に関する資料である。

イ このうち別紙5の区分31, 40, 48, 53, 56及び61の部分は、部会の審議の方法や内容等とは直接関係しない事項に係る一般的な取扱方針等にすぎず、また、別紙5の区分30, 39, 52及び60の部分は、上記一般的な取扱方針等の名称等及び配布資料の一般的な標題にすぎないものと認められる。

上記の部分は、これを公にしても、部会意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分については、部会の性格等を踏まえると、これを公にすれば、獣医師免許の申請の取扱いなど機微にわたる事項に関する部会の取扱方針等の内容や、いかなる事項についての取扱方針等が定められ、又は定められていないかが明らかとなり、部会の委員が、審議対象となる免許申請者等から、自己らに有利な取扱いや取扱方針等の策定等を求める圧力又は干渉等を受け、又は、部会の取扱方針等の内容を誤解した免許申請者等から、いわれなき非難を受けることなどにより、部会意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できないから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ なお、異議申立人は、上記第2(2)のとおり、「取扱方針等」を

不開示とすることは行政手続法12条に反する旨主張しているが、同条1項は、処分基準の設定及び公にすることを行政庁の努力義務としているにすぎないと解されるため、当該条項の存在は当審査会の上記ウの判断を左右するものではない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙5に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び5号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙5に掲げる部分は同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 平成 15 年度獣医事審議会第 1 回免許部会議事録
- 文書 2 平成 15 年度獣医事審議会第 1 回免許部会配布資料, 参考資料
- 文書 3 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会議事録
- 文書 4 - 1 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会配布資料, 参考資料
- 文書 4 - 2 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会別添資料 (配布資料  
3 - ⑥)
- 文書 4 - 3 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会机上配布資料 (事件  
概要)
- 文書 4 - 4 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会机上配布 (参考人資  
料) (原告)
- 文書 4 - 5 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会机上配布 (参考人資  
料)
- 文書 4 - 6 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会机上配布
- 文書 4 - 7 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会 ※獣医師及び免許  
申請者当日持参資料
- 文書 4 - 8 平成 20 年度獣医事審議会第 1 回免許部会机上配布
- 文書 5 平成 21 年度獣医事審議会第 1 回免許部会議事録
- 文書 6 - 1 平成 21 年度獣医事審議会第 1 回免許部会配布資料
- 文書 6 - 2 平成 21 年度獣医事審議会第 1 回免許部会関係法令集 (参照条  
文等抜粋)
- 文書 7 平成 21 年度獣医事審議会第 2 回免許部会議事録
- 文書 8 - 1 平成 21 年度獣医事審議会第 2 回免許部会配布資料
- 文書 8 - 2 平成 21 年度獣医事審議会第 2 回免許部会参考資料
- 文書 9 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会議事録
- 文書 10 - 1 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会配布資料
- 文書 10 - 2 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会関係法令集 (参照条  
文等抜粋)
- 文書 11 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会 (続会) 議事録
- 文書 12 - 1 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会 (続会) 配布資料
- 文書 12 - 2 平成 22 年度獣医事審議会第 3 回免許部会 (続会) 関係法令集  
(参照条文等抜粋)



## 別紙 2（本件通知書記載の不開示理由）

### 1 本件通知書の 2（1）

部会の議事録に記載された発言内容は、国の審議に関する情報であって、発言内容のうち、獣医師等への具体的な行政処分に関する発言内容、獣医師免許の付与等に関する発言内容、獣医事に関する事項の発言内容については、これらを公にすることにより、誰がどのような発言をしたのかが明らかとなり、今後、部会における自由な意思に基づく率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するので不開示とした。

### 2 本件通知書の 2（2）

議事録及び配布資料に記載された、獣医師、獣医師の処分に係る参考人、参加人、補佐人、免許申請者及び陳述書作成者の氏名及び職名、住所、学歴等及び印影、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び F A X 番号、勤務先のメールアドレス及びホームページアドレス、獣医師及び免許申請者の生年月日、本籍地、獣医師名簿登録番号及び登録年月日、処分・諮問の原因となる事実のあった年月日、当該原因となった事実等の概要、当該原因による司法処分等、当該事実に関連する事項並びにこれらの内容を類推できる事項、免許申請者に係る諮問年月日、答申年月日、免許交付年月日、性別、電話番号、獣医師国家試験名（回数）、受験番号、合格年月及び合格証発行年月日に加え、免許申請者から提出された住民票、診断書、登記されていないことの証明書及び罰金刑以上に処せられていないことの申告書は、法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので不開示とした。

### 3 本件通知書の 2（3）

配布資料として、獣医師、免許申請者、参考人及び補佐人から提出された判決書、略式命令、起訴状、裁判所、検察庁及び地方行政機関の文書に記載された、文書番号、所属名、役職名、氏名、印影、公印及び事件の概要、弁明書、陳述書、期日変更願、意見書及びそれらの添付資料（懲戒請求書、抗議書、保釈請求書、弁論要旨、反省文、家族や関係者からの嘆願書及び陳述書、論文、報告書、履歴事項全部証明書、家族からの手紙、新聞、雑誌、パンフレット及びインターネット上の記事等）、参考人から提出された告発状、陳述書、報告書、カルテ、チラシ、パンフレット、新聞、雑誌、インターネット上の記事等の訴訟に関する証拠資料は、法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ

れがあり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので不開示とした。

#### 4 本件通知書の2(4)

取扱方針等は、国の審議に関する情報及び国が行う獣医師制度の事務に関する情報であって、これらを公にすることにより、今後も反復継続的に開催される部会において、審議対象となる被処分者や免許申請者が部会における意見陳述に際して自身に有利に働くような対抗措置を事前に講じることができるようになるなどの影響が生じ、取扱方針等の公表前後における部会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。また、これらの情報は、獣医師の処分等に関する情報であり、これらの内容を公にすることにより、獣医師又は免許申請者から適確な申告が行われなくなるなど、獣医師制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するので不開示とした。

別紙 3 (原処分で不開示とされた部分)

区分	文書名	不開示部分	不開示理由
1	文書 1	3 ページ目 1 6 行目ないし 4 ページ目 2 行目までの発言	2 (2), (4)
2		4 ページ目 1 4 行目の氏名	2 (2)
3		4 ページ目 1 9 行目ないし 3 2 ページ目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2)
4		3 3 ページ目 8 行目ないし 4 4 ページ目 1 7 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
5		4 4 ページ目 2 1 行目「存じます。」の後ないし 2 4 行目「本日の」の前までの発言の一部	2 (4)
6		4 6 ページ目 1 7 行目「しては、」の後ないし行末までの発言	2 (4)
7	文書 2	1 ページ目の資料番号 6 の獣医師名	2 (2)
8		1 ページ目の資料番号 7, 8, 参考資料の確定判決謄本の次の内容	2 (4)
9		5 ページ目の資料番号 1, 標題以外の内容	2 (2), (4)
10		6 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
11		7 ページ目の資料番号 2, 標題, ページ番号以外の内容	2 (2), (4)
12		8 ページ目ないし 1 2 ページ目までの内容を全面不開示	2 (2), (4)
13		1 3 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
14		1 4 ページ目の氏名 (ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 獣医師名簿の登録番号及び登録年月日, 諮問の理由の内容	2 (2)
15		1 5 ページ目の宛先氏名	2 (2)

16		16ページ目の処分の原因となる事実の内容	2(2)
17		17ページ目の資料番号5, 標題, 1以外の内容	2(4)
18		18ページ目の標題獣医師名, 氏名, 住所等, 処分内容, 事件の概要, 司法処分の内容	2(2)
19		19ページ目及び20ページ目の内容を全面不開示	2(2), (3)
20		21ページ目の資料番号7以外の内容	2(2), (4)
21		22ページ目ないし24ページ目までの内容を全面不開示	2(2), (4)
22		25ページ目の資料番号8以外の内容	2(4)
23		27ページ目の( )内, 確定判決謄本の次の資料の内容	2(4)
24		37ページ目の日付, 宛先, 件名, 本文以外の内容	2(3)
25		38ページ目ないし69ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
26		70ページ目の内容を全面不開示	2(4)
27		71ページ目ないし73ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
28	文書3	6ページ目8行目, 11行目, 16行目の獣医師名と16行目, 18行目の免許申請者名	2(2)
29		6ページ目18行目の資料6の「氏」以降の内容	2(4)
30		6ページ目20行目の参考2以降の内容	2(4)
31		7ページ目6行目, 8行目の獣医師名	2(2)
32		7ページ目10行目ないし28ページ目10行目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2(1), (2)

33		28 ページ目 17 行目ないし 46 ページ目 15 行目までの発言, 委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2)
34		46 ページ目 27 行目ないし 60 ページ目 10 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
35		60 ページ目 11 行目の免許申請者の氏名, 職業	2 (2)
36		60 ページ目 16 行目ないし 61 ページ目 16 行目までの発言	2 (1), (4)
37		61 ページ目 21 行目の免許申請者の氏名, 職業	2 (2)
38		61 ページ目 23 行目ないし 83 ページ目までの発言, 委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2), (4)
39		84 ページ目 14 行目の獣医師名	2 (2)
40	文書 4 - 1	4 ページ目の資料番号 3, 資料 3 - ③の獣医師名, 資料番号 5, 6 免許申請者名, 資料 3 - ⑥の判決の内容	2 (2)
41		4 ページ目の資料番号 4, 6, 参考 2 の各資料の内容	2 (2), (4)
42		5 ページ目の氏名 (ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 獣医師名簿の登録番号及び登録年月日, 諮問の理由の内容	2 (2)
43		6 ページ目の氏名 (ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 参考, 諮問の理由	2 (2)
44		7 ページ目の資料番号 2, 標題, 1 以外の内容	2 (4)
45		8 ページ目の宛先氏名	2 (2)
46		10 ページ目の処分の原因となる事実の内容	2 (2)

47	11 ページ目の標題獣医師名，氏名，住所等，事件の概要，司法処分の内容	2 (2)
48	12 ページ目の宛先氏名，本文2行目ないし7行目までの内容	2 (2)
49	13 ページ目の内容を全面不開示	2 (3)
50	14 ページ目の本文及び発出人氏名	2 (3)
51	15 ページ目ないし18 ページ目の内容を全面不開示	2 (3)
52	19 ページ目ないし23 ページ目の宛先氏名，宛先職名と本文の獣医師名	2 (2)
53	24 ページ目の住所，署名，印影	2 (2)
54	25 ページ目ないし80 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
55	81 ページ目の資料番号4，ページ番号以外の内容	2 (4)
56	82 ページ目ないし90 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
57	91 ページ目の宛先氏名	2 (2)
58	92 ページ目の資料番号5-②，標題獣医師名と表題中の氏名，住所等，概要，司法処分以外の内容	2 (2)
59	93 ページ目の本文の弁護士名，住所，署名，印影	2 (2)
60	94 ページ目の委任者住所，氏名，印影，弁護士会の所属，氏名，住所，電話，FAX 番号	2 (2)
61	95 ページ目ないし104 ページ目の内容を全面不開示	2 (3)
62	105 ページ目の資料番号6，ページ番号以外の内容	2 (2)

63		106ページ目の内容を全面不開示	2(2)
64		107ページ目ないし113ページ目の内容を全面不開示	2(3)
65		114ページ目の申請者氏名, 本籍地, 現住所, 電話番号, 氏名(ふりがな), 生年月日, 性別, 学歴の内容	2(2)
66		115ページ目の氏名, 生年月日, 本籍地, 試験名の回数, 受験番号, 合格年月, 合格証明書発行年月日の内容	2(2)
67		116ページ目ないし120ページ目までの内容を全面不開示	2(2)
68		132ページ目の参考2, ページ番号以外の内容	2(4)
69	文書4-2	1ページ目ないし136ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
70	文書4-3	1ページ目の事件名, 事実認定の内容	2(2)
71		2ページ目及び3ページ目の内容を全面不開示	2(2)
72	文書4-	1ページ目の地区名, 獣医師名	2(2)
73	4	2ページ目ないし46ページ目までの内容を全面不開示	2(2), (3)
74	文書4-	1ページ目の都道府県名, 日付	2(2)
75	5	2ページ目ないし15ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
76	文書4-6	1ページ目の机上配布以外の内容	2(3)
77		2ページ目ないし6ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
78	文書4-7	1ページ目ないし6ページ目の内容を全面不開示	2(3)
79	文書4-8	1ページ目の机上配布以外の内容	2(4)

80	文書5	5 ページ目 18 行目, 18 行目及び19 行目の参考2, 参考3の内容	2 (4)
81		5 ページ目 23 行目ないし27 ページ目までの発言	2 (1), (4)
82		28 ページ目 6 行目ないし33 ページ目 29 行目までの発言	2 (1), (4)
83		33 ページ目 30 行目の獣医師名	2 (2)
84		34 ページ目 2 行目ないし36 ページ目 23 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
85		37 ページ目 12 行目及び13 行目の氏名	2 (2)
86		37 ページ目 15 行目ないし49 ページ目 16 行目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2), (4)
87		49 ページ目 22 行目及び23 行目の氏名	2 (2)
88		49 ページ目 25 行目ないし81 ページ目 12 行目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2), (4)
89		81 ページ目 19 行目の氏名	2 (2)
90	81 ページ目 22 行目ないし91 ページ目 23 行目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2), (4)	
91	文書6 - 1	4 ページ目の資料番号3, 4, 5, 10の獣医師名	2 (2)
92		4 ページ目の資料番号7, 8, 9, 参考2, 3の内容	2 (4)
93		5 ページ目及び6 ページ目の氏名(ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 獣医師名簿の登録番号及び登録年月日, 諮問の理由の内容	2 (2)



94		7ページ目ないし9ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
95		10ページ目の差出人の住所、勤務先名称、氏名、印影、電話番号、FAX番号、獣医師名	2(2)
96		11ページ目ないし14ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
97		15ページ目の所属、印影、相手方、照会者、項目及び照会内容の獣医師名、照会内容の2行目ないし4行目の内容	2(3)
98		16ページ目の内容を全面不開示	2(2)
99		17ページ目ないし31ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
100		32ページ目の資料番号2、標題、1、ページ番号以外の内容	2(4)
101		33ページ目の宛先氏名	2(2)
102		34ページ目の処分の原因となる事実の内容	2(2)
103		35ページ目の住所、氏名、印影	2(2)
104		36ページないし38ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
105		39ページ目の宛先氏名	2(2)
106		40ページ目の処分の原因となる事実の内容	2(2)
107		41ページ目の住所、氏名、印影	2(2)
108		42ページないし123ページ目までの内容を全面不開示	2(2), (3)
109		124ページ目の住所、氏名、印影、参加人氏名、続柄又は関係、住所等	2(2)
110		125ページ目の住所、氏名、印影、獣医師名	2(2)

1 1 1		1 2 6 ページ目ないし 1 2 8 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
1 1 2		1 2 9 ページ目の宛先氏名	2 (2)
1 1 3		1 3 0 ページ目の処分の原因となる事実の内容	2 (2)
1 1 4		1 3 1 ページ目の住所, 氏名	2 (2)
1 1 5		1 3 2 ページ及び 1 3 3 ページの内容を全面不開示	2 (2), (3)
1 1 6		1 3 4 ページの標題獣医師名, 氏名等, 住所, 事件の概要等, 刑事処分の内容	2 (2)
1 1 7		1 3 5 ページ目の資料番号 7, ページ番号以外の内容	2 (2), (4)
1 1 8		1 3 6 ページ目ないし 1 4 4 ページ目までの内容を全面不開示	2 (2), (4)
1 1 9		1 4 5 ページ目の資料番号 8, ページ番号以外の内容	2 (4)
1 2 0		1 4 6 ページ目ないし 1 6 1 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 2 1		1 6 2 ページ目の資料番号 9, 標題, ページ番号以外の内容	2 (4)
1 2 2		1 6 3 ページ目ないし 1 6 9 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 2 3		1 7 1 ページ目ないし 1 7 4 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 2 4		1 7 5 ページ目の標題獣医師名及び表中題目のうち氏名等, 住所, 刑事処分以外の内容	2 (2)
1 2 5	文書 6 - 2	1 ページ目の獣医事審議会運営規程の下の内容	2 (4)
1 2 6		7 ページ目ないし 9 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 2 7		1 0 ページ目の参考 2 以外の内容	2 (4)
1 2 8		1 1 ページ目の参考 3, ページ番号以外の内容	2 (4)

1 2 9		1 2 ページ目ないし 2 6 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 3 0		2 7 ページ目を全面不開示	2 (2), (4)
1 3 1		2 8 ページ目ないし 4 5 ページ目まで全面不開示	2 (4)
1 3 2		4 6 ページ目及び 4 7 ページ目の内容を全面不開示	2 (2), (4)
1 3 3		4 8 ページ目及び 4 9 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
1 3 4		5 0 ページ目ないし 5 4 ページ目まで全面不開示	2 (2), (4)
1 3 5		5 5 ページ目ないし 8 0 ページ目まで全面不開示	2 (4)
1 3 6	文書 7	4 ページ目 1 6 行目の資料番号 1-①, ②の内容	2 (4)
1 3 7		4 ページ目 2 9 行目ないし 3 2 ページ目 1 0 行目までの発言	2 (1), (4)
1 3 8		3 2 ページ目 1 4 行目ないし 3 7 ページ目 1 9 行目までの発言	2 (1), (4)
1 3 9		3 8 ページ目 1 6 行目ないし 4 7 ページ目までの発言	2 (1), (4)
1 4 0	文書 8 - 1	2 ページ目の資料番号 1-①, 1-②, 参考 2, 3 の内容	2 (4)
1 4 1		4 ページ目の資料番号 1, ページ番号以外の内容	2 (4)
1 4 2		5 ページ目ないし 1 1 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 4 3		1 2 ページ目の資料番号 1-① 以外の内容	2 (4)
1 4 4		1 3 ページ目ないし 1 7 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 4 5		1 8 ページ目の資料番号 1-② 以外の内容	2 (4)
1 4 6		1 9 ページ目ないし 2 1 ページ目までの内容を全面不開示	2 (4)
1 4 7		2 2 ページ目の資料番号 2 以外の内容	2 (4)

148		23ページ目ないし29ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
149	文書8-2	17ページ目の参考2以外の内容	2(4)
150		18ページ目の参考3以外の内容	2(4)
151		19ページ目ないし33ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
152		34ページ目の内容を全面不開示	2(2), (4)
153		35ページ目ないし52ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
154		53ページ目及び54ページ目の内容を全面不開示	2(2), (4)
155		55ページ目及び56ページ目の内容を全面不開示	2(4)
156		57ページ目ないし61ページ目までの内容を全面不開示	2(2), (4)
157		62ページ目ないし87ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
158		文書9	1ページ目21行目, 22行目の氏名
159	1ページ目23行目の資料3, 25行目及び26行目の参考資料の内容		2(4)
160	2ページ目6行目「おります。」の後ないし4ページ目25行目までの発言		2(1)
161	5ページ目9行目, 12行目の氏名		2(2)
162	5ページ目14行目ないし25ページ目までの発言		2(1), (2), (4)
163	26ページ目3行目ないし32ページ目5行目までの発言		2(1), (4)
164	32ページ目16行目の氏名		2(2)

165		32ページ目18行目ないし65ページ目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2(1), (2)
166		66ページ目5行目ないし67ページ目17行目までの発言	2(1), (2), (4)
167	文書10-1	1ページ目の資料番号1, 2, 資料1-②の獣医師名	2(2)
168		1ページ目の資料1-③, 2-⑤, 3, 4-①, 参考資料下2行の内容	2(2), (4)
169		6ページ目の氏名, 該当事項, 事件概要, 申請受理年月日の内容	2(2)
170		7ページ目の氏名, ○概要の内容	2(2)
171		8ページ目及び9ページ目の内容を全面不開示	2(2)
172		10ページ目の資料番号1-③, ページ番号以外の内容	2(2), (4)
173		11ページ目及び12ページ目の氏名(ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 獣医師名簿の登録番号及び登録年月日, 諮問の理由の内容	2(2)
174		13ページ目の日付, 宛先, 件名, 本文以外の内容	2(3)
175		14ページ目ないし24ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
176		25ページ目の文書番号, 差出人の所属名, 職名, 氏名, 印影と本文中の事件名及び確定日の内容	2(2), (3)
177		26ページ目ないし34ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
178	35ページ目の宛先氏名	2(2)	
179	36ページ目の処分の原因となる事実の内容	2(2)	

180		37ページ目の住所，氏名，印影，本文の内容	2(2)，(3)
181		38ページ目ないし40ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
182		41ページ目の宛先氏名	2(2)
183		43ページ目の資料番号2-③，標題，1，ページ番号以外の内容	2(4)
184		44ページ目の住所，署名，印影，補佐人住所，補佐人署名	2(2)
185		45ページ目の氏名，差出人の住所，所属，氏名，電話番号，ファックス番号	2(2)
186		46ページ目ないし60ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
187		61ページ目の内容を全面不開示	2(4)
188		62ページ目の内容を全面不開示	2(2)
189		63ページ目ないし128ページ目までの内容を全面不開示	2(3)
190		129ページ目の資料番号2-⑤，ページ番号以外の内容	2(2)，(4)
191		130ページ目ないし132ページ目までの内容を全面不開示	2(2)，(4)
192		133ページ目の資料番号3，ページ番号以外の内容	2(4)
193		135ページ目ないし138ページ目までの内容を全面不開示	2(4)
194		139ページ目の資料番号4-①以外の内容	2(4)
195	文書10-2	1ページ目の獣医事審議会運営規程の下の内容	2(4)
196		7ページ目及び8ページ目の内容を全面不開示	2(4)

197		9 ページ目の参考 2 以外の全ての内容	2 (4)
198		10 ページ目の参考 3, ページ番号以外の内容	2 (4)
199		11 ページ目ないし 25 ページ目まで全面不開示	2 (4)
200		26 ページ目を全面不開示	2 (2), (4)
201		27 ページ目ないし 44 ページ目まで全面不開示	2 (4)
202		45 ページ目及び 46 ページ目の内容を全面不開示	2 (2), (4)
203		47 ページ目及び 48 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
204		49 ページ目ないし 53 ページ目まで全面不開示	2 (2), (4)
205		54 ページ目ないし 79 ページ目まで全面不開示	2 (4)
206	文書 1 1	2 ページ目 8 行目及び 9 行目, 21 行目の氏名	2 (2)
207		2 ページ目 22 行目「おります。」の後ないし 19 ページ目 13 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
208		20 ページ目 8 行目「ごさいます。」の後ないし 12 行目「獣医師法」の前までの発言	2 (1), (2), (4)
209		20 ページ目 15 行目の氏名	2 (2)
210		20 ページ目 18 行目及び 19 行目の発言	2 (4)
211		20 ページ目 26 行目「ございました。」の後ないし 21 ページ目 9 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
212		21 ページ目 14 行目ないし 24 ページ目 18 行目までの発言	2 (1), (2), (4)
213	文書 1 2 - 1	1 ページ目の資料番号 1 の獣医師名	2 (2)

214		1 ページ目の資料 1 - ⑤, 2 - ①, 参考資料下 2 行の内容	2 (4)
215		5 ページ目及び 6 ページ目の氏名 (ふりがな), 生年月日, 本籍, 住居, 獣医師名簿の登録番号及び登録年月日, 諮問の理由の内容	2 (2)
216		7 ページ目の日付, 宛先, 件名, 本文以外の内容	2 (3)
217		8 ページ目ないし 18 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
218		19 ページ目の文書番号, 差出人の所属名, 職名, 氏名, 印影と本文中の事件名及び確定日の内容	2 (3)
219		20 ページ目ないし 28 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
220		29 ページ目の宛先氏名	2 (2)
221		30 ページ目の処分の原因となる事実の内容	2 (2)
222		31 ページ目の住所, 氏名, 印影, 本文の内容	2 (2), (3)
223		32 ページ目ないし 34 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
224		35 ページ目の宛先氏名	2 (2)
225		37 ページ目の資料番号 1 - ③, 標題, 1, ページ番号以外の内容	2 (4)
226		38 ページ目の住所, 署名, 印影, 補佐人住所, 補佐人署名	2 (2)
227		39 ページ目の氏名, 差出人の住所, 所属, 氏名, 電話番号, ファックス番号	2 (2)
228		40 ページ目ないし 54 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
229		55 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)



2 3 0		5 6 ページ目の内容を全面不開示	2 (2)
2 3 1		5 7 ページ目ないし 1 2 2 ページ目までの内容を全面不開示	2 (3)
2 3 2		1 2 3 ページ目の資料番号 1 - ⑤, ページ番号以外の内容	2 (2), (4)
2 3 3		1 2 4 ページ目ないし 1 2 6 ページ目までの内容を全面不開示	2 (2), (4)
2 3 4		1 2 7 ページ目 3 行目ないし 1 4 5 ページ目 2 5 行目までの発言と委員及び事務局以外の発言者名	2 (1), (2), (4)
2 3 5		1 4 7 ページ目の資料番号 2 - ①, ページ番号以外の内容	2 (4)
2 3 6	文書 1 2 - 2	1 ページ目の獣医事審議会運営規程の下の内容	2 (4)
2 3 7		7 ページ目及び 8 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
2 3 8		9 ページ目の参考 2 以外の全ての内容	2 (4)
2 3 9		1 0 ページ目の参考 3, ページ番号以外の内容	2 (4)
2 4 0		1 1 ページ目ないし 2 5 ページ目まで全面不開示	2 (4)
2 4 1		2 6 ページ目を全面不開示	2 (2), (4)
2 4 2		2 7 ページ目ないし 4 4 ページ目まで全面不開示	2 (4)
2 4 3		4 5 ページ目及び 4 6 ページ目の内容を全面不開示	2 (2), (4)
2 4 4		4 7 ページ目及び 4 8 ページ目の内容を全面不開示	2 (4)
2 4 5		4 9 ページ目ないし 5 3 ページ目まで全面不開示	2 (2), (4)
2 4 6		5 4 ページ目ないし 7 9 ページ目まで全面不開示	2 (4)

(注1) 本件対象文書にはページ番号は付されていないが、上表においては、各文書の1枚目から順にページ番号を付した(白紙のページを除く。)ものを「ページ」として記載している。

(注2) 上記「不開示理由」欄には、別紙2に掲げる本件通知書記載の不開示理由のうち、当該不開示部分に係るものを示す。

別紙 4（不開示理由を追加する不開示部分）

区分	文書名	不開示部分	不開示理由
1	文書 2	2 1 ページ目の資料番号 7 以外の内容	①
2		2 2 ページ目ないし 2 4 ページ目までの内容を全面不開示	①
3		7 0 ページ目の内容を全面不開示	①
4	文書 4 - 1	4 ページ目の資料番号 4, 6, 参考 2 の各資料の内容	③
5		8 1 ページ目の資料番号 4, ページ番号以外の内容	①
6		8 2 ページ目ないし 9 0 ページ目の内容を全面不開示	①
7		1 3 2 ページ目の参考 2, ページ番号以外の内容	①
8	文書 6 - 1	1 3 5 ページ目の資料番号 7, ページ番号以外の内容	①
9		1 3 6 ページ目ないし 1 4 4 ページ目までの内容を全面不開示	①
1 0	文書 6 - 2	1 0 ページ目の参考 2 以外の内容	①
1 1	文書 8 - 2	1 7 ページ目の参考 2 以外の内容	①
1 2	文書 1 0 - 1	6 1 ページ目の内容を全面不開示	②
1 3	文書 1 0 - 2	9 ページ目の参考 2 以外の全ての内容	①
1 4	文書 1 2 - 1	1 ページ目の資料 1 - ⑤, 2 - ①, 参考資料下 2 行の内容	③
1 5		5 5 ページ目の内容を全面不開示	②
1 6	文書 1 2 - 2	9 ページ目の参考 2 以外の全ての内容	①

(注 1) 本件対象文書にはページ番号は付されていないが、本表においては、各文書の 1 枚目から順にページ番号を付した（白紙のページを除く。）ものを「ページ」として記載している。

(注 2) 上記「不開示理由」欄には、「第 3 諮問庁の説明の要旨」の「2 補充理由説明書」に掲げる不開示理由の補充説明における不開示理由①ないし③のうち、当該不開示部分に係るものを示す。

別紙 5 (開示すべき部分)

区分	文書名	ページ	開示すべき部分
1	文書 1	3	1 6 行目以降の発言部分のうち, 個人名以外の部分
2		4	2 行目までの発言部分のうち, 罪名及び個人名以外の部分
3			1 9 行目ないし最終行目
4		5	1 行目ないし 3 行目
5		4 4	2 1 行目の「存じます。」の後ろから 2 4 行目の「本日の」の前までの部分
6		4 6	1 7 行目の「しては, 」の後ろから行末までの部分
7	文書 2	1	資料番号 7 及び資料番号 8 の資料名並びに参考資料の資料名のうち「確定判決謄本・」の後ろから行末までの部分
8		2 1	2 行目及び 3 行目並びに「番号」欄の部分
9		2 2 ないし 2 4	「番号」欄の部分
1 0		2 5	2 行目
1 1		2 7	「確定判決謄本・」の次の部分
1 2		7 0	1 行目及び「番号」欄の部分
1 3		7 1 ないし 7 3	全て
1 4		文書 3	6
1 5			2 0 行目の「参考 2 が」の次の部分
1 6	文書 4 - 1	4	資料番号 4 の資料名の 1 文字目ないし 1 2 文字目及び 1 7 文字目ないし最終文字目, 資料番号 6 の資料名のうち「氏」の次の部分並びに参考 2 の資料名
1 7		8 1	1 行目及び通し番号欄の部分
1 8		8 2	通し番号欄の部分
1 9		1 3 2	2 行目, 3 行目及び 5 0 行目並びに「番号」欄の部分
2 0	文書 5	5	1 8 行目ないし 1 9 行目の各資料名

2 1	文書 6 - 1	4	資料番号 7, 資料番号 8, 資料番号 9, 参考 2 及び参考 3 の各資料名
2 2		1 3 5	2 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 文字目ないし最終文字目
2 3		1 3 8	1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 文字目ないし最終文字目
2 4		1 4 0	1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 文字目ないし最終文字目
2 5		1 4 3	1 行目
2 6		1 4 5	2 行目ないし 4 行目
2 7	文書 6 - 2	1	7 行目ないし 1 1 行目
2 8		7 ないし 9	全て
2 9		1 0	2 行目, 3 行目及び 5 3 行目並びに「番号」欄の部分
3 0		1 1	2 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目並びに 2 3 行目及び 2 4 行目
3 1		3 1 及び 3 4	全て
3 2	文書 7	4	1 6 行目の「これは」の次の部分
3 3	文書 8 - 1	2	資料番号 1 - ①, 資料番号 1 - ②, 参考 2 及び参考 3 の各資料名
3 4		4	2 行目ないし 4 行目
3 5		1 2	2 行目ないし 7 行目
3 6		1 8	2 行目ないし 4 行目
3 7		2 2	2 行目ないし 4 行目
3 8	文書 8 - 2	1 7	2 行目, 3 行目及び 5 3 行目並びに「番号」欄の部分
3 9		1 8	2 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目並びに 2 3 行目及び 2 4 行目
4 0		3 8 及び 4 1	全て
4 1	文書 9	1	2 3 行目ないし 2 6 行目の各資料名
4 2	文書 1 0 - 1	1	資料 1 - ③, 資料 2 - ⑤, 資料 3, 資料 4 - ①並びに「・関係法令」の 1 行下及び 2 行下の資料の各資料名 (ただし, 人名部分を除く。)

4 3		1 0	2 行目 5 文字目から行末までの部分
4 4		1 2 9	2 行目 3 文字目から行末までの部分
4 5		1 3 3	2 行目
4 6		1 3 5	1 行目及び 2 行目
4 7		1 3 7	1 行目
4 8		1 3 9	全て
4 9	文書 1 0 - 2	1	7 行目
5 0		7 及び 8	全て
5 1		9	2 行目, 3 行目及び 5 3 行目並びに「番号」欄の部分
5 2		1 0	2 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目並びに 2 3 行目及び 2 4 行目
5 3		3 0 及び 3 3	全て
5 4	文書 1 2 - 1	1	資料 1 - ⑤, 資料 2 - ①並びに「・関係法令」の 1 行下及び 2 行下の資料の各資料名 (ただし, 人名部分を除く。)
5 5		1 2 3	2 行目 3 文字目から行末までの部分
5 6		1 4 7	全て
5 7	文書 1 2 - 2	1	7 行目
5 8		7 及び 8	全て
5 9		9	2 行目, 3 行目及び 5 3 行目並びに「番号」欄の部分
6 0		1 0	2 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目並びに 2 3 行目及び 2 4 行目
6 1		3 0 及び 3 3	全て

(注 1) 本件対象文書にはページ番号は付されていないが、本表においては、各文書の 1 枚目から順にページ番号を付した (白紙のページを除く。) ものを「ページ」として記載している。

(注 2) 本件対象文書の行数については、枠線は数えず、空白の行を数えない。